

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 10    | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

山口県美祢市長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 後期高齢者医療に関する事務   |
| ②事務の概要   | ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の各種資格に関する届出の受付、被保険者証等の交付及び返還、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料に関する届出の受付等を行う。<br>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<br>①被保険者等の資格に関する届出受付<br>②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認<br>③保険料の賦課・徴収・滞納管理 |
| ③システムの名称   | 後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |   |
| 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、山口県後期高齢者医療広域連合電算処理システム |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の85の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |   |
| ①実施の有無   | [ 実施する ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠  | 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項<br>情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |   |
| ①部署  | 市民福祉部市民課  |
| ②所属長の役職名   | 市民課長  |
| 6. 他の評価実施機関  |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先  | 美祢市市民福祉部市民課<br>759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1<br>0837-52-5231  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |   |
| 連絡先  | 美祢市市民福祉部市民課<br>759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1<br>0837-52-5231  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までの過程において、人手が介在する局面ごとに職員間でダブルチェックをおこなうこととし、人為的なミスが発生するリスク対策をおこなっている。 |   |

| 9. 監査  |  |
|--|--|
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発   |  |
| 従業員に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている      ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <input type="checkbox"/> 十分である      ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠  | 対象となるシステムへアクセス可能な職員は、生体認証及びパスワードによる認証によって限定されており、権限がない職員によって不正に利用されないようアクセス権の適切な管理・運用を行っている。   |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                                | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|-------------|-----------------------------------|--|--|------|---------------|
| 平成28年10月28日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携<br>②法律上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):83の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項  | 番号法第19条第7号 別表第一<br>(別表第二における情報提供の根拠):80の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項  | 事後   |               |
| 平成28年10月28日 | 5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長         | 市民課長 杉原功一  | 市民課長 鮎川弘子  | 事後   |               |
| 平成28年10月28日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月1日 時点   | 平成28年10月1日 時点  | 事後   |               |
| 平成28年10月28日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月1日 時点   | 平成28年10月1日 時点  | 事後   |               |
| 平成29年5月29日  | 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携<br>②法律上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):80の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):第43条<br>(情報照会の根拠):なし                                | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):<br>27,42,62,80,82,93の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):第43条<br>(情報照会の根拠):なし             | 事後   |               |
| 平成29年5月29日  | 5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長         | 市民課長 鮎川弘子  | 市民課長 中嶋一彦  | 事後   |               |
| 平成29年5月29日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成28年10月1日 時点  | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |               |
| 平成29年5月29日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成28年10月1日 時点  | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |               |
| 平成30年5月30日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |               |
| 平成30年5月30日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |               |
| 令和1年5月24日   | 5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長         | 市民課長 中嶋一彦  | 市民課長   | 事後   |               |
| 令和1年5月24日   | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点   | 令和1年5月24日 時点   | 事後   |               |
| 令和1年5月24日   | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点   | 令和1年5月24日 時点   | 事後   |               |
| 令和1年5月24日   | IVリスク対策                           | なし   | 追加   |      | 様式変更(評価項目追加)  |
| 令和2年6月20日   | 表紙-公表日                            | 令和1年5月24日  | 令和2年6月20日  | 事後   | 再評価の実施        |
| 令和2年6月20日   | II-1及び2<br>いつ時点の計数か               | 令和1年5月24日 時点   | 令和2年6月20日 時点   | 事後   | 再評価の実施        |
| 令和3年2月28日   | I-4-②法令上の根拠                       | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):<br>27,42,62,80,82,93の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):第43条<br>(情報照会の根拠):なし             | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):<br>27,42,62,80,82,93の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):第20,25,33,43,46条<br>(情報照会の根拠):なし | 事後   |               |
| 令和3年2月28日   | II-1及び2<br>いつ時点の計数か               | 令和2年6月20日 時点   | 令和3年2月28日 時点   | 事後   |               |
| 令和3年9月1日    | I-4-②法令上の根拠                       | 番号法第19条第7号 別表第二  | 番号法第19条第8号 別表第二  | 事後   | 番号法改正による号ズレ対応 |
| 令和8年2月27日   | I-2特定個人情報ファイル名                    | 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル  | 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、山口県後期高齢者医療広域連合電算処理システム   | 事後   |               |
| 令和8年2月27日   | I-3法令上の根拠                         | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の59の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の85の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条   | 事後   |               |
| 令和8年2月27日   | I-4-②法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):<br>27,42,62,80,82,93の項<br>(別表第二における情報照会の根拠):82の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):第20,25,33,43,46条<br>(情報照会の根拠):なし | 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項<br>情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項   | 事後   |               |
| 令和8年2月27日   | II-1及び2<br>いつ時点の計数か               | 令和3年2月28日 時点   | 令和8年2月1日 時点  | 事後   |               |
| 令和8年2月27日   | IVリスク対策                           | なし   | 追加   |      | 様式変更(評価項目追加)  |